

令和2年5月26日

ご家族様・ご関係者様各位

サンシャインホーム
施設長 奥下 洋平

緊急事態宣言解除に伴う面会禁止措置解除について

国の緊急事態宣言解除に伴い、令和2年2月22日より実施してまいりました面会禁止措置を令和2年5月27日（水）より一部解除いたします。なお今後の面会方法については、令和2年5月22日付でホームページ上にてお示した「新型コロナウイルス感染症流行期における入所者との面会ルール」に基づいた面会をお願いいたします。

緊急事態宣言が解除されましたが新型コロナウイルスの脅威が去ったわけではなく、いまだ決定的な治療薬やワクチンが無い状態です。ご家族様やご関係者様、職員はもちろんのこと、入所されている高齢者に感染が及びますと命にかかわることもございます。サンシャインホームとしては一部面会が可能な措置といたしますが、施設内における感染症対策は緊急事態宣言が発令されていた頃と同様の対応をとって参りますので、皆様にはご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

面会制限解除日：令和2年5月27日（水）

※以下の場合には面会禁止措置を再開する場合があります。

- 国による緊急事態宣言が再度発令された場合
- 都による独自の緊急事態宣言が発令された場合
- 国または都による業種やサービスを指定した活動制限措置等が示された場合
- サンシャインホーム近隣にて新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合
- サンシャインホームにて新型コロナウイルス感染症が発症した場合、若しくは新型コロナウイルス感染症が疑われる発症が確認された場合
- 新型コロナウイルス感染症とは異なる感染症が発症した場合
- その他、感染症等により入所者の生命が脅かされると施設が判断した場合